

ひしめく、かく程に二條京極のかゞりや、みこの守とかや、五十餘騎にて馳参て、時をつくるに、あはするこゑわづかにきこえければ、心やすくて内にまいる、御殿どものかうしひきかなぐりて、みだれ入に、かなはじと思ひて、夜のおとゝの御玄とねのうへにて、あさはら自害しぬ、太郎なりけるおのこは、南殿の御帳の中にて玄がいしぬ、おとゝの八郎といひて、十九になりけるは、大床子のゑんの玄たにふして、よるもの、あしをきりくしけれども、さすがあまたして、からめむとすれば、かなはで自害するとても、はらわたをばみなくりいだして、手にぞもたりける、そのままながら、いづれをも六原へかきつゞけていだしけり、

〔太平記四〕一宮并妙法院二品親王御事

先皇○後醍醐ヲバ任承久例ニ、隱岐國へ流シ可進ニ定マリケリ、臣トシテ君ヲ無奉ル事、關東高時○北條モサスガ恐有トヤ思ケン、此爲ニ後伏見院ノ第一ノ御子○光ニ御位ニ即奉リテ、先帝御遷幸ノ宣旨ヲ可被成トゾ計ヒ申ケル○中略

先帝遷幸事

明レバ三月○元弘七年、千葉介貞胤・小山五郎左衛門、佐々木佐渡判官入道道譽、五百餘騎ニテ、路次ヲ警固仕テ、先帝ヲ隱岐國へ遷シ奉ル、

〔太平記十三〕北山殿謀叛事

公宗卿○西園寺グニモト被思ケレバ、時興○北ヲ京都ノ大將トシテ、畿内近國ノ勢ヲ被催○中略如此諸方ノ相圖ヲ同時ニ定テ、後西ノ京ヨリ、番匠數名召寄テ、俄ニ溫殿ヲゾ被作ケル、其裏場ニ板ヲ一間踏メバ、落ル様ニ構ヘテ、其下ニ刀ノ簇ヲ被殖タリ、是ハ主上○後醍醐御遊ノ爲ニ、臨幸成タランズル時、華清宮ノ温泉ニ准ヘテ、浴室ノ宴ヲ勧メ申テ、君ヲ此下へ陷入奉ラン爲ノ企也、加様ニ様ノ謀ヲ定メ、兵ヲ調テ、北山ノ紅葉御覽ノ爲ニ、臨幸成候ヘト被申ケレバ、則日ヲ被定、行幸ノ儀